

6月15日は県民の日です

県では、郷土への理解と関心を深めることなどを目的に、6月15日を県民の日と定めています。今年、6月15日(土)に県本庁舎などで記念イベントの開催や、県内外協賛施設で無料開放や一部割引などが行われます。詳細は、県ホームページやイベントガイドをご確認ください。

●主なガイド配布場所…県本庁・合同庁舎、市町窓口 ※県ホームページにも掲載しています。

問 県県民文化課 TEL 028(623)3422

大田原市内で無料開放になる施設は、次のとおりです。

■子ども未来館 わくわくらんど・キッズタウン

期日…6月15日(土)

時間…午前9時～午後5時

問 子ども未来館 TEL (47)4125

■黒羽温泉 五峰の湯

期日…6月15日(土)

時間…午前10時～午後9時(入館は午後8時まで)

問 黒羽温泉五峰の湯 TEL (59)7010

■湯津上温泉 やすらぎの湯

期日…6月15日(土)

時間…午前10時～午後9時(入館は午後8時まで)

問 湯津上温泉やすらぎの湯 TEL (98)2141

■ふれあいの丘

<自然観察館>

期日…6月15日(土)、16日(日)

時間…午前9時～午後5時(入館は午後4時まで)

内容…昆虫の企画展を開催。

問 ふれあいの丘自然観察館 TEL (28)3251

<天文館>

期日…6月15日(土)、16日(日)

時間…午前9時30分～午後9時30分

(入館は午後8時30分まで)

内容…火星と土星が観察できます。

利用上の注意…ご利用には予約が必要となります。

電話でお申し込みください。16日は夜に宿泊学習

利用がある場合は午後5時までとなります。

問 ふれあいの丘天文館 TEL (28)3254

■なす風土記の丘湯津上資料館

期日…6月8日(土)、9日(日)、15日(土)

時間…午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

問 なす風土記の丘湯津上資料館 TEL (98)3322

■黒羽芭蕉の館

期日…6月8日(土)、9日(日)、15日(土)

時間…午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

内容…松尾芭蕉の「おくのほそ道」の旅、黒羽藩主大関氏に関する資料を展示。

問 黒羽芭蕉の館 TEL (54)4151

■那須与一伝承館

期日…6月8日(土)、9日(日)、15日(土)

時間…午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

内容…屋島の合戦で那須与一が扇の的を射抜いたエピソードを、映像とからくり人形により再現。

那須家伝来の宝物をはじめとする貴重な資料を展示。

問 那須与一伝承館 TEL (20)0220

■大田原市屋内温水プール

期日…6月15日(土)

時間…午前10時～午後9時 ※1日通し制

問 大田原市屋内温水プール TEL (24)0778

■いきいきプール(黒羽中学校屋内温水プール)

期日…6月15日(土)

時間…午前10時～午後9時 ※1日通し制

問 いきいきプール(黒羽中学校屋内温水プール)

TEL (59)1031

■県立県北体育館

期日…6月15日(土)

時間…<午前>午前9時～午後1時

<午後>午後1時～5時

<夜間>午後5時～9時

利用上の注意…利用の予約は受け付けませんので、直接ご来館ください。

問 スポーツ振興課 TEL (22)8012



県民の日マスコット「ルリちゃん」

プレミアム付商品券事業を行います。

市では、10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う影響緩和の対策として、

①住民税が課税されない方(生活保護を受けられている方等を除く。)

②平成28年(2016)年4月2日以降に生まれた子のいる世帯の世帯主

を対象に、プレミアム付商品券事業を実施します。詳しくは、今後お知らせいたします。

対象者の方に円滑にご連絡するため、適切に住所の登録などがなされている必要があります。以下の登録がなされているか、まずはご確認ください。

問 商工観光課 TEL 4階 TEL (23)8709

○住民登録…現在お住いの住所を、住民票に登録されていますか？

○東日本大震災により避難された方…避難先住所等の変更があれば、以下の窓口に届け出ましょう。

・指定13市町村(※)の方：避難元市町村の窓口

・それ以外の方：避難先の市区町村窓口

○転居の際は、郵便局への転居届をお忘れなく！

※指定13市町村…いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

記帳説明会・消費税の軽減税率制度説明会

大田原税務署 ☎(22)3115

※自動音声案内「2」番を選択

記帳・記録保存義務の内容や記帳の仕方、備付帳簿などの説明会を、右のとおり開催します。なお、軽減税率制度などの説明会には、右記の対象者以外の方も出席できます。
※前半が記帳説明会(90分)、後半が軽減税率制度などの説明会(30分)になります。
※会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

対象者区分		月日	時間	会場
白色	営業・不動産	6月13日 (木)	10:00～12:00	大田原市役所 101 市民協働ホール (各回定員 50名)
	農業		14:00～16:00	
青色	営業・不動産	6月14日 (金)	10:00～12:00	
	農業		14:00～16:00	

年金を受給している 65 歳以上の方の市民税・県民税特別徴収制度

税務課 ☎2階 ☎(23)8725

平成 31 年 4 月 1 日現在、65 歳以上の方で、年金の所得に対して市民税・県民税が課税される場合、年金からの特別徴収制度(年金支給額から市民税・県民税を天引きして納付する制度)により、市民税・県民税を納付していただくこととなります。この制度は年金受給者の納税の利便性の向上を目的に導入された制度です。

なお、この制度はあくまで徴収方法を変更するものであり、市民税・県民税の計算方法が変更になったわけではありません。

●特別徴収の対象者

- ・前年中に公的年金の支払いを受けかつ 4 月 1 日に公的年金などの支払いを受けている方
- ・4 月 1 日現在 65 歳以上の方
- ・遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金などの支給年額が 18 万円以上の方
- ・市の行う介護保険の保険料が年金から特別徴収(天引き)されている方

●特別徴収の対象となる年金…老齢または退職を支給事由とする公的年金

●特別徴収される税額…公的年金所得にかかる所得割額と均等割額

※給与所得や農業所得などの公的年金以外の所得がある場合は、その分にかかる税額は除かれます。

●税額などの通知…年金から特別徴収される金額は、送付される「令和元年度市民税・県民税税額決定・納税通知書」に記載していますので、ご確認ください。

※年金からの特別徴収が停止され、市民税・県民税の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きました納付書で納付をお願いします。

■特別徴収の方法と例

○特別徴収開始 1 年目の方(昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 29 年 4 月 1 日生まれの方)

年金の前半と後半で徴収方法が異なります。

- ▶前半：年金にかかる年税額の半分の金額を 2 回に分け、6・8 月に普通徴収(市役所または金融機関などで納付書により納める方法)により納付。
- ▶後半：残った年税額を 3 回に分け、10・12・2 月に支給される公的年金から特別徴収。

(例) 公的年金所得にかかる年税額が 60,000 円の場合

期別および 支給月	年税額の 1/2 を普通徴収		年税額の 1/2 を年金支給額から特別徴収		
	1 期(6 月)	2 期(8 月)	公的年金 (10 月支給分)	公的年金 (12 月支給分)	公的年金 (2 月支給分)
年税額	15,000 円	15,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
算出方法	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6

○特別徴収 2 年目以降の方(昭和 28 年 4 月 1 日以前生まれの方)

年 6 回の公的年金等支給時に特別徴収となりますが、前半の 3 回は仮特別徴収税額の徴収となります。

- ▶前半：前年度の特別徴収税額(年税額)の 2 分の 1 に相当する額を 3 回に分け、4, 6, 8 月に支給される公的年金から特別徴収。
- ▶後半：本年度分の年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を 3 回に分け、10・12・2 月に支給される公的年金から特別徴収。

(例) 公的年金所得にかかる年税額が 63,000 円の場合

年金支給月	仮特別徴収税額を特別徴収			年税額から仮特別徴収税額を差し引いた額を特別徴収		
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
年税額	10,000 円	10,000 円	10,000 円	11,000 円	11,000 円	11,000 円
算出方法	前年度の年税額の半分の金額を 3 回で徴収			10 月以降の支給月は、年税額(63,000 円)から仮特別徴収税額(30,000 円)を差し引いた額 33,000 円を 3 回で徴収		